

# 滋賀県飼養衛生管理指導等計画

令和6年4月

# 目次

<b>はじめに</b> .....	1
-------------------	---

## **第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向**

I 滋賀県の畜産業および家畜衛生の現状 .....	1
II 家畜の飼養衛生管理の指導等を実施する意義と主体ごとの役割 .....	2
III 家畜伝染病の発生状況 .....	3
IV 指導上および家畜衛生上の課題 .....	5
V 基本的な方向 .....	7

## **第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況ならびに家畜の伝染性疾病の発生の状況および 動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項**

I 実施方針 .....	8
--------------	---

## **第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項**

I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項 .....	10
II I以外で推奨される、飼養衛生管理上の事項 .....	14
III 飼養衛生管理の状況の確認および指導等の実施方法 .....	15

## **第四章 家畜の所有者またはその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項**

I 家畜の所有者またはその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針 .....	15
---	----

## **第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項**

I 都道府県の体制整備 .....	16
II 飼養衛生管理者の選任、研修等 .....	16
III その他指導等の実施体制に関する事項 .....	17

## **第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生に係る指導等の実施に関し必要な事項**

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針 .....	17
II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針 .....	19
III 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針 .....	19

## 滋賀県飼養衛生管理指導等計画

### はじめに

- 1 本計画は、家畜伝染病予防法第12条の3の4に規定する飼養衛生管理指導等計画を定めるものである。
- 2 本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度とする。
- 3 本計画は、飼養衛生管理基準の遵守事項のうち、重点的に指導等を実施する項目を定め、県、市町および関係団体等が、共通認識のもと連携協力し、家畜伝染病の発生予防およびまん延防止に取り組むものとする。

### 第一章 飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

#### I 滋賀県の畜産業および家畜衛生の現状

##### 1 畜産業の現状

本県の畜産業は、琵琶湖の恵みを受けた豊かな自然環境と、都市近郊という地理的条件を活かした産業として発展してきた。近年は、高齢化、後継者不足等による小規模経営を中心に離農が進んでいる。経営体によっては、複数の衛生管理区域で飼養を行う事例や言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員を雇用している事例がある。

肉用牛においては、大規模化が進み、1戸あたりの飼養頭数は全国第2位となっている。特に東近江地域は、飼養頭数の多くを占め、複数の農家が集まった畜産団地も存在する。

乳用牛においては、高齢化や後継者不足等により、飼養戸数は減少しているものの、アイスクリームやチーズの製造、直接販売等の特色ある6次産業化の取り組みを進める生産者も存在する。

養豚においては、東近江地域を中心に飼養されており、全国的には飼養頭数、規模ともに小さいものの、各農場の特色を活かした経営がなされている。

養鶏においては、中規模経営を主とし、鶏卵の直接販売や近江しゃもをはじめとする銘柄鶏の生産といった付加価値の高い畜産物の生産に取り組む生産者が多い。

#### 【県内の主な家畜の飼養状況】

乳用牛			肉用牛			豚		
飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり頭数	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり頭数	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり頭数
33	2,499	75.7	97	22,241	229.2	5	1,342	268.4

採卵鶏			肉用鶏			あひる（あいかも）	
飼養戸数	飼養羽数	1戸当たり羽数	飼養戸数	飼養羽数	1戸当たり羽数	飼養戸数	飼養羽数
26	237,712	9,142.7	12	63,128	5,260.6	2	18,608

馬		めん羊		山羊	
飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数
46	3,981	8	166	8	66

(令和5年2月1日現在)

## 2 家畜衛生の現状

豚飼養農場においては、県内で豚熱感染イノシシの確認が続いていること、家きん飼養農場においては、県内で高病原性鳥インフルエンザ（以下「HPAI」という。）の発生が令和5年1月に確認されたことなどから、飼養衛生管理の重要性が認識されており、飼養衛生管理基準の遵守率は高い状況を保っている。肉用牛飼養農場においては、農場 HACCP 認証、JGAP 認証を取得するなど高水準の衛生管理を実施する大規模農場（※）があるものの、疾病発生予防の概念の不足や高齢化に伴う労働力不足等もあり、飼養衛生管理基準の一部項目については、遵守が不十分な項目が散見される傾向にある（別紙1）。

※大規模農場（大規模所有者）：成牛（乳用種の雄牛・交雑種は満17月以上、その他の牛は満24月以上）の場合 200頭以上所有

## II 家畜の飼養衛生管理の指導等を実施する意義と主体ごとの役割

家畜の伝染性疾患の発生予防のためには、家畜飼養農場における病原体の侵入防止、野生動物等におけるまん延防止の取り組みが重要である。飼養衛生管理基準は、家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において基本として守るべき基準であり、衛生管理区域への当該伝染性の病原体侵入を防止することが重要な発生予防対策の一つである。

- 1 家畜の所有者は、家畜の適正な飼養衛生管理が畜産経営の基本であるとともに、ひとたび家畜の伝染性疾患が発生した場合には、近隣の家畜の飼養農場や関連のある家畜の飼養農場等に損害を与える可能性があるという性質上、その営農活動に伴い、家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止について第一義的責任を有していることから、必要な知識および技術の習得に努めるとともに、飼養衛生管理基準の遵守を徹底する。
- 2 県は、家畜保健衛生所が中心となり、飼養衛生管理基準遵守指導を含む家畜の衛生指導を担っており、畜産課、各農業農村振興事務所、畜産技術振興センター、農業技術振興センター等関係機関の連携の下、家畜防疫に係る体制整備を含めた畜産関連業務を担う。
- 3 市町は、県が行う家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止に向けた体制整備に協力するとともに、法第21条第7項に基づく埋却地の確保、公有地利用の調整および焼却施設の利用の調整に協力する。
- 4 関連事業者は、自らの事業活動に起因して広域的な感染拡大が生じるリスクがあることを認識し、その事業活動に関して、車両消毒の徹底等、家畜の伝染性疾患の病原体の拡散防止措置を講ずるとともに、国および県が実施する施策に協力し、家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止の取組を主体的に実施する。
- 5 生産者団体に加え、管理獣医師、かかりつけの獣医師、農業共済組合等の団体に所属する獣医師（以下「獣医師等」という。）も、家畜の伝染性疾患の発生予防とまん延防止の一端を担っている

という認識の下、国および県が行う家畜の伝染性病の発生予防とまん延防止の施策に協力し、平常時から、家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について必要な助言等を行うよう努める。地域および畜種ごとに組織された下記の生産者団体は、県との情報交換により生産者が行う取り組みに対して、積極的に支援を行う。

- ・滋賀県肉牛経営者協議会
- ・滋賀県家畜商業協同組合
- ・「おうみ」和牛繁殖協議会
- ・滋賀県酪農経営者協議会
- ・滋賀県乳用牛群検定組合
- ・滋賀県養豚推進協議会
- ・滋賀県養鶏協会
- ・近江しゃも普及推進協議会
- ・高島市家畜自衛防疫推進協議会
- ・各地域畜産クラスター協議会

### III 家畜伝染病の発生状況

#### 1 概要

口蹄疫は、平成 22 年以降、国内での発生はないものの、周辺国では断続的に発生が確認されている。本県においては、牛を飼養する農家が密集している地域もあることから、一度侵入を許せば畜産業に甚大な被害をもたらすことが予想され、警戒を維持する必要がある。

豚熱は、平成 30 年 9 月に我が国で 26 年ぶりに発生が確認され、本県においても、平成 31 年 2 月に愛知県の発生農場の疫学関連農場として防疫措置を実施した。令和元年 9 月に県内で初めて豚熱に感染した野生イノシシが確認されて以降、県内の広範囲において、感染した野生イノシシが確認されている。令和元年 9 月からは野生イノシシへの経口ワクチンの散布を開始し、また、令和元年 10 月からは飼養豚への予防的ワクチン接種を開始したが、令和 3 年 10 月に近江八幡市の養豚場で発生が確認された。野生イノシシにおける感染拡大状況を鑑みると、農場へのウイルス侵入リスクは依然高い状況にある。また、周辺国においては、アフリカ豚熱が断続的に発生していることから、国内への侵入リスクが極めて高い状態が続いており、引き続き、豚飼養農場におけるバイオセキュリティの維持が求められる。

HPAI は、令和 2 年度以降、国内で続発しており、令和 2 年 12 月には、東近江市の養鶏場において、本県で初となる発生が確認された。令和 5 年 1 月には大津市で 2 事例の発生があった。本県は、中央部に琵琶湖が位置し野鳥が多く飛来する他、農業用のため池等も多いため、同病の侵入リスクも高く、野鳥の飛来シーズンには発生予防対策を徹底する必要がある。

その他の監視伝染病等の一部の疾病について県内で継続的に発生している状況にある。牛ウイルス性下痢は、平成 29 年度に 1 頭の発生が確認されている。肝蛭は、過去 5 年間で 10 件以上確認されており、主に観光牧場または愛玩等のめん山羊での発生であるため、伝染性疾病による生産性の低下は大きな課題にならないものの、死亡原因のうちの大きな比率を占めていると考えられる。豚繁殖・呼吸障害症候群（以下「PRRS」という。）は、中規模以上で陽性農場が存在している。

## 2 家畜区分ごとの家畜の伝染性疾患の発生状況および家畜衛生上の課題

家畜区分	家畜の伝染性疾患の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヨーネ病 平成15年度以降、平成20、21年度を除き毎年度1～9頭の発生を確認。平成24年度を最後に発生はなかったが、平成30年度に6年ぶりに2農家で合計4頭の発生があった。</li> <li>・牛伝染性リンパ腫（EBL） 令和3年度21頭、令和4年度32頭の発生が確認され、過去5年間で増加傾向がみられる。黒毛和種での発生が多く24か月齢未満での発生が散見される。</li> <li>・牛ウイルス性下痢 平成29年度に1頭の発生を確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入牛検査と2年ごとの定期検査を実施。農場の清浄化が達成された後も外部導入や預託等でヨーネ菌が持ち込まれる危険性がある。家畜の所有者は、牛の導入時に導入元の農場等における発生状況および導入牛の健康状態を確認すること等により農場への病原体侵入のリスクを低減させることが重要である。また、導入牛を隔離飼育するとともに、一定期間健康観察することも効果的である。</li> <li>・導入前の確認検査が困難なため、サーベイランス検査や導入牛検査による早期摘発がまん延防止対策を取る上で重要となる。治療薬やワクチンがなく、血液や乳汁を介して感染が成立するため、吸血昆虫対策や初乳対策、陽性牛の隔離や並び替え、除角、去勢、削蹄、耳標装着、鼻環装着等の出血を伴う処置における確実な止血および1頭ごとの器具の消毒措置などの感染防止対策が必要であるが、飼養頭数や設備上の問題から十分な対策がとれない事例も多い。また、肥育牛については、用途を踏まえるとサーベイランス検査や導入牛検査の実施が困難である。</li> <li>・まん延防止のため、サーベイランス検査や導入牛検査による感染牛や持続感染牛の早期摘発、発生農場を中心とした出生時検査が重要となる。導入時検査は全ての農家での実施は困難であるため、ワクチン接種による予防も重要である。</li> </ul>
めん羊・山羊	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肝蛭 観光牧場または愛玩等を目的とした飼育場での発生が主であるため、伝染性疾患による生産性の低下は大きな課題にならない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定期駆虫と併せた土壌汚染対策が重要であるが、めん羊・山羊の多くは放牧飼育されており、放牧地の変更が難しい場所では、対策が困難である。</li> </ul>

	ものの、死亡原因のうちの大きな比率を占めていると考えられる。	
豚	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豚熱 平成 31 年 2 月に 1 農場で疫学関連農場として確認。令和元年 10 月にワクチン接種推奨地域となり、県下全域において予防的ワクチン接種を開始。令和 3 年 10 月にワクチン接種農場で 1 事例の発生。</li> <li>・PRRS 中規模農場で陽性が確認されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・野生イノシシの抗原検査陽性事例は令和 5 年 3 月現在で 327 頭にのぼり、依然として侵入リスクは高い。</li> <li>・PRRS 陽性農場のうち、肥育素豚を県外より導入している農場や、オールインオールアウトが困難な農場での清浄化が課題。</li> </ul>
鶏	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HPAI 令和 2 年 12 月に 1 事例、令和 5 年 1 月に 2 事例の発生。</li> <li>・マレック病、鶏痘、伝染性気管支炎 特定の農家において継続的に発生。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特に 10 月から 5 月のハイリスクシーズンにウイルス侵入防止対策に取り組む必要がある。</li> <li>・特定の農場において反復してマレック病等の慢性疾病が報告される傾向がある他、外部寄生虫による皮膚疾患や不顕性感染を示す伝染病により、慢性的に生産性を低下させている可能性がある。</li> </ul>
馬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・馬インフルエンザ 平成 19 年度に真症・疑症合わせて 251 頭発生。</li> <li>・破傷風 令和 4 年度に 1 頭発生。</li> </ul>	県内には競走馬を飼養する大規模施設が存在しており、国内外との馬の移動が頻繁に行われていることから、伝染性疾病の侵入防止に万全を期す必要がある。

#### IV 指導上および家畜衛生上の課題

##### 1 各主体における課題

###### (1) 家畜衛生の推進に係る協働体制の構築

県は、国や他都道府県から提供される家畜衛生についての情報や、県内の疾病発生状況等を鑑み、県内の家畜飼養農場に対して、効果的な飼養衛生管理を指導する必要がある。このためには、家畜の所有者の自主的な取り組みに加え、農場に立ち入る市町、関連事業者等の協力も不可欠であることから、これらに対しても情報提供を行い、飼養衛生管理に関する理解を促す。さらに、農家個別の取り組みに加え、地域が一丸となって防疫体制の構築に取り組み、全体の防疫レベルを向上

させることが効果的であることから、生産者団体が実施する家畜防疫の取り組みを促す必要がある。

## (2) 家畜の伝染性疾病の発生予防およびまん延防止のための備え

県は家畜の伝染性疾病の被害を最小限に抑えるため、市町、農業共済組合および民間の獣医師等、生産者団体、関連事業者等との協力体制を整備する。また、家畜の所有者等および関連事業者に対して最新の科学的知見ならびに家畜の伝染性疾病の国内外における発生の状況および動向を踏まえた助言、その他の措置を講ずるとともに、家畜ごとに定められた飼養衛生管理基準の内容の普及を図る。そのため、県は家畜の所有者および飼養衛生管理者（以下「家畜の所有者等」という。）の電話番号、FAX 番号、メールアドレスを収集するとともに、飼養衛生管理基準の遵守状況を把握し、遵守が不十分であると認められる場合は、指導等を実施する。

市町および生産者団体等は、家畜の所有者等との関係構築に努め、飼養農場に関する情報の収集を行う体制を整備する。獣医師等は、飼養衛生管理基準の遵守指導の手引き等を活用して定期的に指導力の強化に取り組むとともに、家畜の伝染性疾病に関する十分な知識を修得し、疾病の早期発見に努めることが必要である。家畜の所有者等は、飼養衛生管理上の基本的備えとして、以下の取組を実践することが重要である。

### 【必ず実施すべき事項】

- ア 家畜の伝染性疾病予防の専門家の意見を反映させた飼養衛生管理マニュアルを作成し、衛生管理区域に立ち入る全ての従事者等（衛生管理区域において当該家畜の飼養を行う者その他当該衛生管理区域に出入りする者をいう。以下同じ。）が当該マニュアルの内容を遵守するよう看板の設置その他の必要な措置。
- イ 従事者等以外の者が衛生管理区域内へ立ち入らないよう、境界の明確化および侵入防止対策を講ずるとともに、立ち入った者の管理台帳への記録の確実な実施。
- ウ 衛生管理区域に出入りする者に対し、衛生管理区域の出入口において、衛生管理区域専用の衣類および靴への更衣並びに手指の洗浄および消毒等の確実な実施。
- エ 衛生管理区域に車両を出し入れする者に対し、衛生管理区域の出入口において、車両の消毒とともに、車内における交差汚染防止対策の確実な実施。
- オ 畜舎等へ出入りする者に対し、畜舎等の出入口において、畜種ごとの飼養衛生管理基準の規定に応じた畜舎等専用の衣服および靴への更衣ならびに手指の洗浄および消毒等の確実な実施。
- カ 衛生管理区域内における、資材、機材等の整理整頓および不要物の処分。
- キ 法第 21 条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地または焼却施設の確保。それらの確保が困難な場合は、県知事が土地の確保または焼却もしくは化製のための施設もしくは機械の利用に係る措置（機械の設置場所、資材および作業者の確保等をいう。）を講ずるに当たって家畜の所有者に求める取組の実施。

## (3) 生産性向上を阻害する疾病の低減

県は、呼吸器病や下痢症、乳房炎等、致死的な症状を示さないものの、出生率や増体率の低下、乳質や乳量の減少等の生産性を阻害する疾病に対して、獣医師や関係機関等と連携し、原因究明お



よび生産性向上のための衛生指導を行う。

#### (4) 動物用医薬品の適正な流通・使用と薬剤耐性に対する認識の向上

県は、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、獣医師、家畜の所有者等の抗菌剤の慎重使用に関する認識の向上を図り、抗菌剤を含む動物用医薬品の適正な流通・使用が図られるよう指導を徹底する。また、抗菌剤を含む要指示医薬品について、獣医師が指示書を発行する場合にあっては、獣医師の指示に従い要指示医薬品を使用するよう家畜の所有者等へ指導する。

#### (5) 野生動物への対策強化

県は、市町および関係団体等と協力し、野生動物の捕獲や、清浄性または浸潤状況を確認するための野生動物の検査のほか、食品残さ等を介した野生動物への感染防止対策を総合的に推進する。家畜の所有者等に対しては、野生動物が隠れる場所をなくすよう、衛生管理区域周囲の除草、ネズミの駆除、その他の必要な措置を講ずるとともに、衛生管理区域ならびに畜舎および飼料倉庫、堆肥舎等の関連施設に野生動物が侵入しないよう、防護柵、防鳥ネットの設置等、家畜の飼養農場をとりまく周辺状況を踏まえた効果的な対策を講ずるよう指導する。

## V 基本的な方向

### 1 飼養衛生管理者による自己点検および家畜防疫員等による現地確認

飼養衛生管理基準は、すべての家畜の所有者が家畜の飼養に係る衛生管理において守るべき基準であり、ひとたび家畜の伝染性疾病が発生した場合には、近隣および関連農場のみならず、関連事業者を含めた地域全体の経済活動に影響が及ぶという性質上、家畜の所有者は、自ら法第2条の2の責務を踏まえ、その徹底に努める必要がある。また、家畜の伝染性疾病の発生予防およびまん延防止の取組は、家畜の所有者等、国、都道府県、市町村、関連事業者、生産者団体、民間の獣医師等およびその他の関係者が連携して総合的に実施していくことが重要である。

県は、毎年、定期報告書と合わせて、「飼養衛生管理基準の遵守状況および遵守するための措置の実施状況」の報告について周知するとともに、飼養衛生管理者に対して、必要に応じて個別説明を行い、適切な自己点検の実施を指導する。特に、すべての豚またはイノシシの所有者および飼養衛生管理者に対しては3か月に一度、すべての家きんの所有者および飼養衛生管理者に対しては、毎年、HPAIのハイリスクシーズン前の9月頃からシーズン中は毎月繰り返し自己点検を行うことを指導する。自己点検の結果の確認および指導のため、中規模以上飼養者については、原則として、年1回以上立ち入り調査を実施する。特に家きん飼養者に対しては、4～6月にかけて立入調査を実施し、農場の飼養衛生管理マニュアルに則した適切な自己点検の実施を指導するとともに、HPAIのハイリスクシーズンとなる10月までに自己点検の結果の確認と必要に応じた改善指導を実施する。

県は、畜産事業者に対する補助事業・制度資金を措置するに当たり、事業の性質を踏まえた上で、飼養衛生管理基準の遵守に係るクロスコンプライアンスの導入を推進する。特に、規模拡大を行う畜産事業者に対する埋却地等の確保が確実に図られるよう取り組む。

### 2 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項の設定および公表

県は、毎年度、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類および地域、重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項およびその理由（以下「優先事項等」という。）を設定し、県のホームページを通じて公表する。設定にあたっては、家畜の伝染性疾患の発生状況、県内農家の飼養衛生管理基準遵守状況および指導等の経過等を考慮する。また、本計画の策定や改正の際には、必要に応じて生産者団体や大規模農場の意見を事前に徴取し、その内容を反映させる。なお、（１）の結果や家畜の伝染性疾患の発生状況等により新たに優先的に指導等を行うべき家畜の種類、地域、項目等が判明した場合には、優先事項等を変更する。

### 3 指導等の実施方法

県は、飼養衛生管理状況の確認にあたっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用する。改善指導にあたっては、農家や地域の実情を考慮した現実的な提案をするよう努め、適宜飼養者に確認状況をフィードバックし、必要に応じて農場の飼養衛生管理マニュアルに反映させるよう指導する。また、獣医師等の畜産関係者と農場毎の飼養衛生管理の状況を情報共有し、関係者一体となってその維持・向上を図る。

法第12条の4に基づく定期報告および法第51条に基づく立入検査等において、家畜の所有者の遵守状況を確認し、改善を促してもなお当該家畜の所有者が改善を行わないなど、衛生管理が行われることを確保するため必要があるときは、法第12条の5に基づき、当該家畜の所有者に対して指導および助言を行う。指導および助言にあたっては、不遵守の内容および不遵守事項ごとに具体的な改善方法を明示する。指導および助言によっても改善が認められない場合は、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告・命令し、命令を受けた者が、正当な理由がなくその命令に従わなかったときは、その旨を公表する。

## 第二章 家畜の飼養に係る衛生管理の状況ならびに家畜の伝染性疾患の発生の状況および動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

### I 実施方針

県は、全国的サーベイランスおよび地域的サーベイランスの実施に関する計画（時期、地域、検査対象、方法等）について、毎年作成し、告示および県ホームページを通じて公表する。また、サーベイランスや病性鑑定の結果により明らかとなった課題について、必要に応じて対象家畜飼養者あてに情報提供と指導を行う。

#### <計画>

家畜区分	対象疾病名	目的	実施方法			
			地域	期間	検査対象	方法
牛	ヨーネ病	感染牛の摘発および清浄性評価	全域	R6.4 ～R9.3	・県内の乳用牛および繁殖肉用牛（2年で全頭検査） ・導入牛等（随時） ・陽性牛発生農場の飼養牛	ELISA法、PCR法
牛	アバネ病、チュウ	本病の流行予察	全域	R6.4 ～R9.3	・未越夏牛（前年度11月から当該年度4月までに生まれた牛）	中和試験法

	ザン病、 アノウイルス 感染症				(約50頭/年) ・6,8,9,11月に採材	
牛	牛海綿 状脳症	定型牛海綿状 脳症清浄性確 認および非定 型牛海綿状脳 症の発生監視	全域	R6.4 ~R9.3	・牛海綿状脳症に関する 特定家畜伝染病防疫指針サーベ イランス対象牛	ELISA法
牛	牛ウイルス 性下痢	本病の摘発お よび清浄性評 価	全域	R6.4 ~R9.3	・県内の乳用牛および繁殖肉用牛 (2年で全頭検査) ・導入牛等(随時) ・陽性牛発生農場の飼養牛	ELISA法、 PCR法、 中和試験法
牛	EBL	本病の摘発お よび清浄性評 価	全域	R6.4 ~R9.3	・県内の乳用牛および繁殖肉用牛 (2年で全頭検査) ・導入牛等(約500頭/年)	ELISA法、 PCR法
牛	結核	本病の摘発お よび清浄性維 持	全域	R6.4 ~R9.3	・県内の輸入牛	バルクリン法
牛	ブルセ ラ症	本病の摘発お よび清浄性維 持	全域	R6.4 ~R9.3	・県内の輸入牛および異常産病性 鑑定事例	ELISA法
豚	豚熱	本病の発生予 察	全域	R6.4 ~R9.3	・県内飼養豚	PCR法、 ELISA法
豚	豚熱	ワクチン接種	全域	R6.4 ~R9.3	・県内飼養豚	
豚	アフリ カ豚熱	本病の国内侵 入および発生 予察	全域	R6.4 ~R9.3	・県内飼養豚	PCR法
豚	ホエスキ ー病	感染豚群の摘 発および清浄 性確認	全域	R6.4 ~R9.3	・県内飼養豚	ラテックス 凝集反応法
鶏	ニューカッ ル病	感染鶏群の摘 発	全域	R6.4 ~R9.3	・県内飼養鶏	赤血球凝集 抑制反応法
鶏	家きん カヒネ症 (ひな 白痢)	感染鶏群の摘 発	日野 町	R6.4 ~R9.3	・県内種鶏 (100羽/年)	急速凝集反 応法
鶏	HPAI および 低病原 性鳥イン フルエンザ	本病の発生予 察	全域	R6.4 ~R9.3	・県内飼養鶏 (1,000羽/年)	ELISA法、 ウイルス分離、 PCR法
めん 羊・ 山羊	伝達性 海綿状 脳症	本病の摘発	全域	R6.4 ~R9.3	・伝達性海綿状脳症(TSE)検査対 応マニュアル対象めん羊および 山羊	TSE検査対 応マニュアルに基 づく検査
野生	豚熱	本病の浸潤状	全域	R6.4	・豚熱に関する特定家畜伝染病防	PCR法、

イノ シシ	および アフリ カ豚熱	況調査	～R9.3	疫指針およびアフリカ豚熱に関 する特定家畜伝染病防疫指針に 指定された野生イノシシ	ELISA 法
----------	-------------------	-----	-------	---	---------

### 第三章 重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

#### I 飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

県は、家畜の種類ごとに、それぞれ下記の事項について、重点的に指導等を行う。

##### 1 重点的に指導等を実施すべき事項および指導の実施方針

家畜区分	重点的に指導等を実施すべき事項	指導等を実施する目安の地域、時期等	実施の方法
牛	1. 家畜の所有者の責務の徹底	全域 全期	家畜の所有者および飼養衛生管理者に対して、地域（農協等）単位での研修会や農家巡回等を通じ、家畜の伝染性疾患の発生およびまん延防止に係る責務ならびに飼養衛生管理基準の内容を理解してもらうよう指導する。また、すべての従事者と情報共有し一体的な防疫体制を構築するよう指導する。
	2. 飼養衛生管理マニュアルの更新および従事者等への周知徹底	全域 全期	飼養衛生管理基準を遵守するための農場における飼養衛生管理マニュアルを随時更新し、図示や多言語表記に配慮し、従業員や来場者等に周知徹底するよう指導する。
	3. 衛生管理区域の適切な設定	全域 全期	衛生管理区域の設定に当たり、家畜の飼養区域、家畜の飼養に係る物品の保管場所ならびに家畜に直接触れた者が衣服および靴の交換をせずに行動する範囲の全てを網羅し、衛生管理区域とそれ以外の区域が柵等により明確に区分され、出入り口の数が必要最小限となるように設定するよう指導等を行う。
	4. 記録の作成および保管	全域 全期	農場入口に記録表を設置し、衛生管理区域に立ち入るすべての者の必要な情報を確実に記録し、保管するよう指導を行うとともに、農場に立ち入る者に対しては、立ち入りの際の記帳および消毒を徹底するように周知する。
	5. 衛生管理区域専用の衣服および靴	全域 全期	衛生管理区域内に立ち入るすべての者に、衛生管理区域専用の衣服および靴を着用させるよう指導等を行

	靴の設置並びに使用			う。その際、交差汚染防止のため、着脱前後の衣服および靴は、すのこや分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすること等の必要な措置を講ずるよう指導等する。
	6. 衛生管理区域の出入口における車両の消毒	全域	全期	衛生管理区域の出入口に消毒設備を設置し、区域に出入りする車両を消毒するよう指導する。また、車内フロアマット等を介した交差汚染防止の方法について指導する。
	7. 特定症状が確認された場合の早期通報	全域	全期	特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導する。
	8. 埋却等の準備	全域	全期	家畜の死体等の埋却用地の確保または焼却もしくは化製のための準備措置を講ずるよう指導等を行う。
めん羊・山羊	1～8は牛に同じ 9. 観光牧場等における病原体持込みおよび持出しを防止するための規則の作成	全域	全期	農場ごとに適切な規則が作成されるよう指導する。
豚およびイノシシ	1. 家畜の所有者の責務の徹底	全域	全期	家畜の伝染性疾患の発生およびまん延防止に係る責務ならびに飼養衛生管理基準の内容を理解してもらうよう指導する。また、全ての従事者と情報共有し一体的な防疫体制を構築するよう指導する。
	2. 飼養衛生管理マニュアルの更新および従事者等への周知徹底	全域	全期	各農場の現状に則し、飼養衛生管理マニュアルを随時更新するよう指導する。すべての従事者に対し、図示や多言語表記に配慮し、マニュアルをもとに農場内研修等を実施し周知徹底するよう指導する。
	3. 記録の作成および保管	全域	全期	農場に対して、農場入口に記録表を設置し、衛生管理区域に立ち入る全ての者の必要な情報を確実に記録し、保管するよう指導を行う。家畜の移動や異状等に関する記録を作成し、保管するよう指導する。

	4. 処理済みの飼料の利用	全域	全期	肉を扱う事業所から排出された食品循環資源を原材料とする飼料を給与する場合は、適正に処理された物を利用し、未処理の物は衛生管理区域内に持ち込まないよう指導する。
	5. 衛生管理区域への野生動物の侵入防止	全域	全期	イノシシ等の野生動物の侵入防止のための柵の修繕点検を定期的に行うとともに、柵周辺の除草、枝払い、整理整頓を実施するよう指導する。
	6. 畜舎ごとの専用の靴の設置および使用ならびに手指の洗浄および消毒	全域	全期	各畜舎の出入口に、専用長靴と衣服、消毒薬を設置し、畜舎内での使用を指導する。
	7. 畜舎外での病原体による汚染防止	全域	全期	畜舎間で家畜を移動させる場合は、病原体の侵入を防止できる畜舎間通路、洗浄および消毒済みのケージ、リフト等を使用するよう指導する。
	8. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検および修繕	全域	全期	畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導する。
	9. 衛生管理区域内の整理整頓および消毒	全域	全期	不要な資材等の処分、除草および資材、機材等の整理整頓等を行った上で、敷地を定期的に消毒するよう指導する。
	10. 特定症状が確認された場合の早期通報	全域	全期	特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導する。
	11. 埋却等の準備	全域	全期	家畜の死体等の埋却用地の確保または焼却もしくは化製のための準備措置を講ずるよう指導等を行う。
家 き ん	1. 家きんの所有者の責務の徹底	全域	全期	家畜の所有者および飼養衛生管理者に対して、生産者団体の研修会や農家巡回等を通じ、家畜の伝染性疾病の発生およびまん延防止に係る責務ならびに飼養衛生管理基準の内容を理解し、全従業員一体となった防疫

				対策を構築するよう指導する。
2. 飼養衛生管理マニュアルの更新および従事者等への周知徹底	全域	全期		各農場の現状に則し、飼養衛生管理マニュアルを随時更新するよう指導する。すべての従事者に対し、図示や多言語表記に配慮し、マニュアルをもとに農場内研修等を実施し周知徹底するよう指導する。
3. 衛生管理区域の適切な設定	全域	全期		衛生管理区域が、必要な範囲のすべてを網羅していること、出入口の数が必要最小限となっていること等を確認する。また、衛生管理区域とそれ以外の区域とが柵、ロープ等により明確に区分されるように指導する。
4. 記録の作成および保管	全域	全期		衛生管理区域に立ち入った者の海外への渡航、飼養する家きんの健康状態等に関する記録を確実に作成し、保管するよう指導する。
5. 衛生管理区域専用の衣服および靴の設置ならびに使用	全域	全期		衛生管理区域内に立ち入るすべての者に、衛生管理区域専用の衣服および靴を着用させるよう指導等を行う。その際、交差汚染防止のため、着脱前後の衣服および靴は、すのこや分離板等で場所を離して保管し、かつ、更衣の前後に利用する経路を一方通行とすること等の必要な措置を講ずるよう指導等する。
6. 家きん舎ごとの専用の靴の設置および使用	全域	全期		家きん舎ごとの専用の靴を設置し、家きん舎に入る者に対し、これらを着実に着用させるように指導する。
7. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検および修繕	全域	全期		畜舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等に野生動物の侵入を防止することができる防鳥ネットその他設備を設置し、定期的に該当設備の破損状況を確認し、破損がある場合は、遅滞なく修繕するよう指導する。
8. 衛生管理区域内の整理整頓および消毒	全域	全期		不要な資材等の処分、除草および資材、機材等の整理整頓等を行った上で、敷地を定期的に消毒するよう指導する。
9. 特定症状が確認された場合の早	全域	全期		特定症状を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう指導する。

	期通報			
	10. 埋却等の準備	全域	全期	家畜の死体等の埋却用地の確保、焼却施設の確保もしくは化製のための準備措置を講ずるよう指導等を行う。
馬	1. 家畜の所有者の責務の徹底	全域	全期	巡回等を通じ、家畜の伝染性疾病の発生およびまん延防止に係る責務ならびに飼養衛生管理基準の内容を理解してもらうよう指導する。
	2. 飼養衛生管理マニュアルの更新および従事者等への周知徹底	全域	全期	各農場で作成した飼養衛生管理マニュアルを随時更新するとともに従事者等に周知徹底するよう指導する。
	3. 衛生管理区域の適切な設定	全域	全期	衛生管理区域が、必要な範囲の全てを網羅していることを確認する。
	4. 記録の作成および保管	全域	全期	必要事項に関する記録を作成し、少なくとも一年間保存することを指導する。
	5. 器具の定期的な清掃または消毒等	全域	全期	飼養管理に使用する器具の清掃または消毒を定期的に行うこと。注射針、繁殖検査用器具その他の体液が付着する物品を使用する際は一頭ごとに交換または消毒を行うことを指導する。

## 2 各年度の優先事項等

県は、優先的に指導等を実施すべき家畜の種類および地域ならびにそれぞれについて重点的に指導等を行うべき飼養衛生管理基準の事項およびその理由を各年度について定め、県ホームページ上で公表する。

### II I以外で推奨される、飼養衛生管理上の事項

県は、主要な伝染性疾病に関し、その病原体の伝播経路（感染方式）および有効な消毒薬ならびに感染した家畜の病態等について、市町、関連事業者、生産者団体および民間の獣医師等と連携して周知を図る。

家畜の伝染性疾病の発生等により、飼養衛生管理基準に規定する内容以外の飼養衛生管理上の措置が必要となった場合には、家畜の所有者等に対し、その必要となった措置を講ずるよう指導を行う。

県は、特定家畜伝染病の発生に備え、家畜の所有者に対して家畜の死体等の埋却用地の確保または焼却手段（移動式焼却炉等の活用を含む）を確保するよう指導を行うとともに、焼却施設との事前調整や周辺住民への理解醸成に向けた取り組みを指導する。また、所有者が行うこれらの取り組みに対して、



各地域特定家畜伝染病対策会議構成員および関係機関と連携し、取り組みへの支援を行うとともに、当該埋却地等が使用できない事態を想定し、代替手段の確保など、速やかな封じ込めの確実な実施に向けた体制を構築する必要があることから、利用可能な焼却施設（移動式焼却炉等の設置場所を含む）および公有地のリストアップに加え、移動式レンダリング装置の利用に係る具体的な検討等を行う。

家畜の飼養農場の戸数および飼養頭羽数の状況を踏まえ、大規模所有者における監視伝染病の発生に備えた対応計画（家畜の死体の焼却または埋却の実施に関する事項を含む。以下本項において同じ。）の策定ならびに状況に応じた周辺住民に対する説明および消毒薬等の防疫資材の備蓄の取組について、対象者を明らかにした上で優先的に指導等を行う。特に、対応計画の策定の指導等に当たっては、人員や資機材の供与など、監視伝染病の発生時に家畜の所有者が担う責任と役割を明確化する。

県は、家畜の所有者から農場の分割管理への取組の相談があった際には、当該相談に係る農場の飼養衛生管理の状況を確認し、作業動線等を考慮した上で飼養衛生管理基準および特定家畜伝染病防疫指針に鑑み、適切な分割管理がなされるために必要な指導を行う。また、必要に応じて家畜の所有者等に対して農場の分割管理への取組について提案および周知を行う。

平常時より、飼養衛生管理基準の遵守状況や、慢性疾病を含む疾病の発生状況について畜産技術振興センター、各農業農村振興事務所等と情報共有を行うとともに、改善指導が必要な農場に対しては、連携した指導を行う。

### III 飼養衛生管理の状況の確認および指導等の実施方法

県は、毎年、第一章のVの1から3までの方法により、飼養衛生管理状況の確認および指導等を行う。確認に当たっては、国が作成する飼養衛生管理基準の遵守指導に係る手引き、チェック様式等を活用して適正な水準で実施する。指導に当たっては、最新の家畜衛生、畜産経営、生産振興等に関する情報を踏まえ、防疫上必要な水準とすることを前提に、従事者等が継続的に衛生管理対策を実践できるような労務負担やコストの低減にも配慮して行うよう努め、必要に応じて近隣農場の優良事例を紹介する等、総合的に飼養衛生管理の向上を推進する。

## 第四章 家畜の所有者またはその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

### I 家畜の所有者またはその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する方針

家畜の伝染性疾病の発生予防およびまん延防止を地域レベルでより実効的に確保するためには、家畜の所有者またはその組織する団体が、自主的に防疫に取り組むことが重要である。

このため、県は、国および市町と相互に連携を図りながら、国内外の家畜の伝染性疾病の発生状況、最新の科学的知見や疫学情報等を踏まえ、飼養衛生管理基準の遵守に当たり有益な技術的助言等を行うとともに、求めに応じて、研修会または講習会を開催する場合に職員の派遣を行う。

## 第五章 飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

### I 都道府県の体制整備

#### 1 家畜防疫員の確保および育成

県は、「滋賀県における獣医療を提供する体制整備を図るための計画書」を作成し、産業動物分野および公務員分野に携わる獣医師の安定的な確保に努める。家畜防疫員に対しては、技術研修会を毎年開催し、家畜の衛生指導にかかる指導力の強化、連携強化、家畜伝染病発生時に備えた人材育成を

図るとともに、衛生部局の家畜防疫員との連携を図る。また、農業共済組合および民間獣医師が参加する研修を毎年実施し、家畜伝染病の発生予防対策および飼養衛生管理基準の遵守指導に関して、家畜防疫員と共通認識をもち発生予防対策の強化を図る。

## II 飼養衛生管理者の選任、研修等

### 1 飼養衛生管理者の選任に関する方針

(1) 家畜の所有者は、衛生管理区域ごとに1名の飼養衛生管理者を選任する。また、大規模所有者は、畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置する。

#### 【飼養衛生管理者の役割】

- ・ 衛生管理区域に出入りする者の管理（チェック、指導等）
- ・ 衛生管理区域の従業員への飼養衛生管理基準の周知・教育等
- ・ 国および県から共有される家畜衛生に関する情報を踏まえた対応

(2) 飼養衛生管理者の選任にあたっては次の要件を満たす者を選任させることとする。

- ・ 当該衛生管理区域において平常時から作業に従事し、区域内の衛生管理状況を把握していること
- ・ 家畜保健衛生所が開催する研修への参加または提供資料の受領が可能であること
- ・ 農場従業員を含む衛生管理区域に出入りする者に対して飼養衛生管理基準の周知および教育が可能であること
- ・ 上記の条件を満たせば、家畜の所有者（経営者）自らが飼養衛生管理者となることができる
- ・ 迅速に衛生情報を把握できる電子メールが使用可能であることが望ましい

(3) 家畜の所有者は、飼養衛生管理者を変更した場合には、速やかに管轄の家畜保健衛生所に報告することとする。

### 2 飼養衛生管理者に対する研修・教育に関する方針

県は、年に1回以上、飼養衛生管理者向けの研修会またはこれに代わる家畜衛生に関する資料の提供を行う。

### 3 飼養衛生管理者に対する情報提供に関する方針

(1) 家畜衛生に関する情報を入手した場合には、速やかに飼養衛生管理者あてに、メールまたはFAX等を用いて情報提供を行う。

(2) 言語によるコミュニケーションに配慮が必要な外国人従業員が就業する農場等についての情報把握に努め、状況に応じて個別に対応する。

## III その他指導等の実施体制に関する事項

1 年間の飼養衛生管理にかかる指導は別紙2のとおり実施する。

2 県は、法第12条の5の規定による指導および助言、法第12条の6第1項の規定による勧告ならびに同条第2項の規定による命令の実施状況を、4半期ごとに国へ報告する。また、法第12条の6第3項および第34条の2第3項の命令違反者を公表する場合は、速やかに国へ報告するとともに、県ホームページで当該事例の概要等について公表する。

第六章 協議会等の活用その他の飼養衛生に係る指導等の実施に関し必要な事項

I 協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	設置時期	事務局	協議内容
滋賀県特定家畜伝染病対策会議	<構成員> ・ 各部署長 ・ 各地域防災危機管理監  <幹事会構成員> ・ 各部署関係各課長 ・ 各副地域防災危機管理監 ・ 各農業農村振興事務所長 ・ 家畜保健衛生所長 ・ 畜産技術振興センター所長 ・ 農業技術振興センター所長 ・ 衛生科学センター所長	平成30年 12月	農政水産部畜産課  知事公室防災危機管理局	・ 地域対策会議との連絡調整 ・ 情報収集、分析 ・ 県民への情報提供 ・ 特定家畜伝染病の防疫対応準備 ・ 関係機関、団体との連絡調整
大津地域特定家畜伝染病対策会議	<構成員> ・ 農政水産部各課 ・ 琵琶湖環境部自然環境保全課 ・ 健康医療福祉部健康危機管理課 ・ 管内森林整備事務所 ・ 管内農業農村振興事務所 ・ 家畜保健衛生所 ・ 畜産技術振興センター ・ 警察本部、管内警察署 ・ 大津市	平成30年 12月	農政水産部畜産課	・ 県対策会議との連絡調整 ・ 関係機関、団体との連絡調整 ・ 情報収集、分析 ・ 地域住民への情報提供 ・ 特定家畜伝染病の防疫対応準備
・ 南部地域特定家畜伝染病対策会議 ・ 甲賀地域特定家畜伝染病対策会議 ・ 東近江地域特定家畜伝染病対策会議 ・ 湖東地域特定家畜伝染病対策会議 ・ 湖北地域特定家畜伝染病対策会議 ・ 高島地域特定家畜伝染病対策会議	<構成員> ・ 土木事務所 ・ 農業農村振興事務所 ・ 健康福祉事務所 ・ 森林整備事務所 ・ 県税事務所 ・ 環境事務所 ・ 家畜保健衛生所 ・ 畜産技術振興センター ・ 農政水産部所属その他機関 ・ 警察署 ・ 市町	平成30年 12月	各農業農村振興事務所  各土木事務所	・ 県対策会議との連絡調整 ・ 関係機関、団体との連絡調整 ・ 情報収集、分析 ・ 地域住民への情報提供 ・ 特定家畜伝染病の防疫対応準備

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防本部（局）</li> <li>・ その他議長が構成員とする機関</li> </ul>			
滋賀県養豚推進協議会	県内養豚農家	昭和 56 年 9 月	一般社団法人 滋賀県畜産振興協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農政活動に関すること</li> <li>・ 豚肉および子豚の品質改善に関すること</li> <li>・ 養豚経営技術改善に関すること</li> <li>・ 養豚振興に係る事業に関すること</li> <li>・ 地域養豚推進促進事業に関すること</li> <li>・ 養豚自衛防の推進および家畜衛生向上に関すること</li> </ul>
高島市家畜自衛防疫推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域内の家畜飼養者</li> <li>・ 高島市</li> <li>・ 区域内農業協同組合</li> </ul>	昭和 48 年 4 月	滋賀県家畜保健衛生所北西部支所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家畜の健康保持等に関する技術の指導および情報連絡</li> <li>・ 消毒および環境衛生に関すること</li> <li>・ 自衛防疫に必要な研修会、講習会の開催に関すること</li> <li>・ 畜産物の生産衛生に関すること</li> </ul>

## II 家畜の伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

口蹄疫、HPAI 等の特定家畜伝染病が発生した場合は、防疫指針および県防疫対応マニュアルに基づき対応する。その際、近隣で疾病が発生していることおよび既に病原体が農場内に侵入している可能性があることを踏まえ、飼養衛生管理基準のうち、特に「衛生管理区域への病原体の侵入防止」および「衛生管理区域外への病原体の拡散防止」が確実に実施されているかを確認し、実施が不十分と考えられる

場合には、法第 34 条の 2 に基づき緊急の勧告または命令を行う。

また、周辺の家畜の飼養農場に対して、飼養衛生管理基準の徹底した遵守により病原体の侵入防止を図るとともに、特定症状が確認された場合の早期通報が円滑かつ確実に行われるよう周知する。疾病の発生状況、管轄家畜保健衛生所の電話番号等の連絡方法、通報が必要となる症状等について、飼養衛生管理者あてに、家畜衛生情報、メーリングリスト等により周知し、農場の緊急点検、消毒等を実施する。

### Ⅲ 通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

- 1 小規模飼養者に対しては、年に 2 回以上、広報誌、定期報告の徴取等の機会を活用し、飼養衛生管理基準の遵守指導に努める。緊急を要する家畜伝染病の発生情報は、FAX またはメール等による情報提供を行う。また、豚の小規模飼養者については、豚熱ワクチン接種に伴い全戸に立ち入る機会があることから、個別に対応する。

注 小規模飼養者とは下記の頭羽数の家畜の所有者をいう。

牛・水牛・馬の場合 1 頭

鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6 頭未満

鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100 羽未満

だちょうの場合 10 羽未満

- 2 観光牧場等に対しては、入場者のマニュアル作成を指導し、これに基づき病原体侵入防止が図られる体制を維持する。